

# 第1種許可地域

## ■自家用広告物（合計が10㎡までの場合は許可不要）

**可変表示式広告物**

- 片面10㎡以下かつ(住居系用途地域は3㎡以下)壁面設置の場合は、壁面の1/4以下
- 1事業所に1個

**壁面広告物**

- 壁面の面積の1/2以下(住居系用途地域は1/3以下)
- 壁面からはみ出さない

**屋上広告物**

- 建物の高さ×2/3かつ10m以下(住居系用途地域では5m以下)
- 建物の幅からはみ出さない
- 支柱等を見えないよう外枠等で覆う
- 縦の長さを横の長さで除した数値が1.2以下

**野立広告物**

- 高さは地上から20m以下(住居系用途地域は10m以下)

**突出広告物**

- 突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- 高さは壁面の上端を超えない
- 道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)

## ■非自家用広告物

**可変表示式広告物**

設置できません

**壁面広告物**

- 壁面の面積の1/2以下(住居系用途地域は1/3以下)

**屋上広告物**

- 建物の高さ×1/2かつ10m以下(住居系用途地域では5m以下)
- 建物の幅からはみ出さない
- 支柱等を見えないよう外枠等で覆う
- 縦の長さを横の長さで除した数値が1.2以下

**野立広告物**

設置できません  
※道標・案内図板は設置できます。

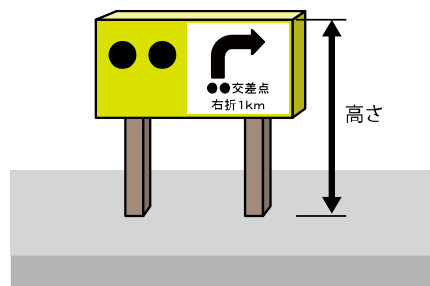
**突出広告物**

- 突出幅は1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- 高さは壁面の上端を超えない
- 道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)

## ■道標・案内図板

### 道標・案内図板

地図や道路名、矢印や距離などの案内内容が 広告表示面積の40%以上であること



- 表示面積は片面5㎡以下(2人以上の場合は8㎡以下)
- 高さは地上から4.5m以下(指定道路沿線では路面から4.5m以下)
- 同一広告主が複数設置する場合は、100m×100mの範囲内に2個以内
- 国道同士の交差点から30m以内は設置できません